

令和5年度 公文書開示状況（令和5年4月決定分）

福祉保健局

表の見方

＜決定区分＞について

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

＜（根拠規定）条例7条＞について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

- 7条1号 法令秘情報
- 7条2号 個人情報
- 7条3号 事業活動情報
- 7条4号 犯罪の予防・捜査等情報
- 7条5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 7条6号 行政運営情報
- 7条7号 任意提供情報
- 7条8号 特定個人情報
- 7条9号 死者の個人番号

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

＜公文書の総枚数＞について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R5. 4. 3	R5. 4. 6	東京都所管医療法人の令和3年度収受及び令和4年度収受の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1															福祉保健局医療政策部 医療安全課
2	R5. 4. 14	R5. 4. 17	医療法人〇〇の定款		1															福祉保健局医療政策部 医療安全課
3	R5. 4. 10	R5. 4. 19	医療法人〇〇（13法人分）の直近3年分の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1															福祉保健局医療政策部 医療安全課
4	R5. 4. 17	R5. 4. 19	医療法人〇〇（2法人分）の令和2年度及び令和3年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1															福祉保健局医療政策部 医療安全課
5	R5. 4. 17	R5. 4. 19	東京都所管医療法人の令和3年度収受及び令和4年度収受の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1															福祉保健局医療政策部 医療安全課
6	R5. 4. 19	R5. 4. 26	医療法人〇〇の定款	5		1							1						対象部分は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。	福祉保健局医療政策部 医療安全課
7	R5. 3. 22	R5. 4. 3	東京都精神科病院実地指導要領	4	1															福祉保健局医療政策部 医療安全課
8	R5. 2. 28	R5. 4. 25	令和4年度精神科病院実地指導調査票（4 精神科医師の勤務状況）	1	1															福祉保健局医療政策部 医療安全課
9	R5. 2. 28	R5. 4. 25	施設表（令和4年3月31日現在）	4		1					1	1			1				東京都情報公開条例第7条第2号、第3号及び第6号に該当するため。 対象部分は、当該病院に勤務する職員の個人に関する情報であって、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当し、不開示とする。 対象部分は、医療法に基づく医療機能情報提供制度（ひまわり）等によっても公にされていない医療機関の詳細な情報であって、これを公にすることにより、当該病院の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため、東京都情報公開条例第7条第3号に該当し、不開示とする。 また、対象部分は、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を来すことから、東京都情報公開条例第7条第6号（行政運営情報）に該当する。	福祉保健局医療政策部 医療安全課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等			
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号					
10	R5. 2. 28	R5. 4. 25	平成29年度精神科病院実地指導の実施について（通知）（平成29年 5 月 9 日付29福保医安第159号） 平成30年度医療法第25条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について（通知）（平成30年 4 月17日付30福保医安第53号） 平成30年度精神科病院実地指導の実施について（通知）（平成30年 4 月18日付30福保医安第64号） 平成31年度精神科病院実地指導の実施について（通知）（令和元年 5 月13日付31福保医安第147号） 令和 2 年度精神科病院実地指導の実施について（通知）（令和 2 年6月15日付 2 福保医安第231号） 医療法第25条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について（通知）（令和 3 年 6 月 2 日付 3 福保医安第229号） 令和 4 年度医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について（通知）（令和 4 年 5 月 2 日付 4 福保医安第97号） 令和 4 年度精神科病院実地指導の実施について（通知）（令和 4 年 5 月 2 日付 4 福保医安第98号） 精神科病院実地指導復命書（平成29年 6 月28日付） 精神科病院実地指導復命書（平成30年 6 月12日付） 立入検査復命書（平成30年 6 月13日付） 精神科病院実地指導復命書（令和元年 6 月27日付） 精神科病院実地指導復命書（令和 2 年 8 月11日付） 精神科病院実地指導復命書（令和 4 年 7 月 7 日付） 人員算定資料	169	1																	福祉保健局医療政策部 医療安全課	
11	R5. 2. 28	R5. 4. 25	立入検査復命書（令和 4 年 7 月19日付） 令和 3 年 6 月 3 日付記録 令和 4 年 2 月15日付記録 令和 4 年 5 月16日付記録 令和 4 年 8 月 8 日付記録 令和 4 年 9 月26日付記録 令和 4 年10月 7 日付報告書 令和 4 年10月25日付記録 医療従事者名簿 看護要員勤務表	94		1						1		1		1						東京都情報公開条例第7条第2号、第4号及び第6号に該当するため。 対象部分は、都へ相談した個人に関する情報であって、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。 対象部分は、公にすることにより、捜査活動等に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。 また、対象部分は、公にすることにより医療監視・指導部門としての信頼性を損ね、業務の適正な遂行に支障をきたすことから、東京都情報公開条例第7条第6号（行政運営情報）に該当する。	福祉保健局医療政策部 医療安全課
12	R5. 2. 28	R5. 4. 25	東京都が平成28年度以前に、医療法人〇〇が運営する〇〇病院に対して行った立ち入り、および聞き取り調査の年月日と調査内容、調査理由、調査結果についての記録一式						1													本請求日時点において、当該公文書は保存期間満了のため廃棄されており、存在しないため。	福祉保健局医療政策部 医療安全課
13	R5. 2. 28	R5. 4. 25	平成29年度精神科病院実地指導の実施について（通知）（平成29年 5 月 9 日付29福保医安第159号） 平成30年度医療法第25条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について（通知）（平成30年 4 月17日付30福保医安第53号） 平成30年度精神科病院実地指導の実施について（通知）（平成30年 4 月18日付30福保医安第64号） 平成31年度精神科病院実地指導の実施について（通知）（令和元年 5 月13日付31福保医安第147号） 令和 2 年度精神科病院実地指導の実施について（通知）（令和 2 年 6 月15日付2福保医安第231号） 医療法第25条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について（通知）（令和 3 年 6 月 2 日付 3 福保医安第229号） 令和 4 年度医療法第25条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について（通知）（令和 4 年 5 月 2 日付 4 福保医安第97号） 令和 4 年度精神科病院実地指導の実施について（通知）（令和 4 年 5 月 2 日付 4 福保医安第98号） 精神科病院実地指導復命書（平成29年 6 月28日付） 精神科病院実地指導復命書（平成30年 6 月12日付） 立入検査復命書（平成30年 6 月13日付） 精神科病院実地指導復命書（令和元年 6 月27日付） 精神科病院実地指導復命書（令和 2 年 8 月11日付） 精神科病院実地指導復命書（令和 4 年 7 月 7 日付） 人員算定資料	169	1																		福祉保健局医療政策部 医療安全課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号			
14	R5. 2. 28	R5. 4. 25	立入検査復命書（令和 4 年 7 月19日付） 令和 3 年 6 月 3 日付記録 令和 4 年 2 月15日付記録 令和 4 年 5 月16日付記録 令和 4 年 8 月 8 日付記録 令和 4 年 9 月26日付記録 令和 4 年10月 7 日付報告書 令和 4 年10月25日付記録 医療従事者名簿 看護要員勤務表	94		1					1		1		1				東京都情報公開条例第7条第2号、第4号及び第6号に該当するため。 対象部分は、都へ相談した個人に関する情報であって、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。 対象部分は、公にすることにより、捜査活動等に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。 また、対象部分は、公にすることにより医療監視・指導部門としての信頼性を損ね、業務の適正な遂行に支障をきたすことから、東京都情報公開条例第7条第6号（行政運営情報）に該当する。	福祉保健局医療政策部 医療安全課	
15	R5. 2. 28	R5. 4. 25	東京都福祉保健局医療政策部医療安全課が平成28年度以前に、医療法人〇〇が運営する〇〇病院に対して行った立ち入り、および聞き取り調査の年月日と調査内容、調査理由、調査結果についての記録一式					1											本請求日時点において、当該公文書は保存期間満了のため廃棄されており、存在しないため。	福祉保健局医療政策部 医療安全課	
16	R5. 2. 28	R5. 4. 25	精神科病院実地指導復命書（平成29年 6 月28日付） 精神科病院実地指導復命書（平成30年 6 月12日付） 立入検査復命書（平成30年 6 月13日付） 精神科病院実地指導復命書（令和元年 6 月27日付） 精神科病院実地指導復命書（令和 2 年 8 月11日付） 精神科病院実地指導復命書（令和 4 年 7 月 7 日付）	159	1															福祉保健局医療政策部 医療安全課	
17	R5. 2. 28	R5. 4. 25	立入検査復命書（令和 4 年 7 月19日付）	31		1					1			1					東京都情報公開条例第7条第3号、同条第6号に該当するため。 対象部分は、医療法に基づく医療機能情報提供制度（ひまわり）等によっても公にされていない医療機関の詳細な情報であって、これを公にすることにより、当該病院の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため、東京都情報公開条例第7条第3号に該当する。 また、対象部分は、公にすることにより医療監視・指導部門としての信頼性を損ね、業務の適正な遂行に支障をきたすことから、東京都情報公開条例第7条第6号（行政運営情報）に該当する。	福祉保健局医療政策部 医療安全課	
18	R5. 2. 28	R5. 4. 25	①平成29年度精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6の規定に基づく実地指導の結果について（通知）（平成29年 8 月 3 日付29福保医安第428号） ②平成30年度医療法第25条第 1 項の規定に基づく立入検査の結果について（通知）（平成30年 7 月 9 日付30福保医安第328号） ③平成30年度精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6の規定に基づく実地指導の結果について（通知）（平成30年 7 月 9 日付30福保医安第330号） ④平成31年度精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6の規定に基づく実地指導の結果について（通知）（令和元年 7 月26日付31福保医安第374号） ⑤令和 2 年度精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6の規定に基づく実地指導の結果について（通知）（令和 2 年 8 月20日付 2 福保医安第378号） ⑥令和 4 年度医療法第25条第 1 項の規定に基づく立入検査の結果について（通知）（令和 4 年 8 月18日付4福保医安第398号） ⑦令和 4 年度精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6の規定に基づく実地指導の結果について（通知）（令和 4 年 8 月18日付 4 福保医安第399号）	34	1																福祉保健局医療政策部 医療安全課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
19	R5. 2. 28	R5. 4. 25	①実地指導に伴う改善状況等報告書（平成29年 8 月29日付） ②実地指導に伴う改善状況等報告書（平成30年 8 月 7 日付） ③実地指導に伴う改善状況等報告書（令和元年 7 月28日付） ④実地指導に伴う改善状況等報告書（令和 3 年 9 月10日付） ⑤実地指導に伴う改善状況等報告書（令和 4 年 9 月28日付） ⑥改善状況等報告書（令和 4 年 9 月28日付） ⑦改善状況等報告書（令和 4 年12月26日付）	115		1						1	1	1		1			東京都情報公開条例第7条第2号、同条第3号、同条第4号及び同条第6号に該当するため。 対象部分は、当該病院に入院中又は入院していた患者等の個人に関する情報であって、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当し、非開示とする。 対象部分は、医療法に基づく医療機能情報提供制度（ひまわり）等によっても公にされていない医療機関の詳細な医療実績に関する情報であって、これを公にすることにより、当該病院の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため、東京都情報公開条例第7条第3号に該当し、非開示とする。 対象部分は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。 さらに、対象部分は、当該病院が公にされないことを信頼して実施機関へ報告した結果得られた情報であって、公にすることにより医療監視・指導部門としての信頼性を損ね、業務の適正な遂行に支障をきたすことから、東京都情報公開条例第7条第6号（行政運営情報）に該当する。	福祉保健局医療政策部 医療安全課
20	R5. 2. 28	R5. 4. 25	東京都福祉保健局医療政策部医療安全課が平成28年度以前に〇〇病院に対して行った指導及び改善命令の年月日、内容、理由などがわかる記録一式					1											本請求日時点において、当該公文書は保存期間満了のため廃棄されており、存在しないため。	福祉保健局医療政策部 医療安全課
21	R5. 4. 10	R5. 4. 21	(1) 令和 5 年 4 月 1 日時点で開設中の病院情報（施設名称、施設所在地、施設電話番号及び開設年月日） (2) 平成15年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日までに廃止した病院情報（施設名称 施設所在地、施設電話番号、開設年月日及び廃止年月日）	37	1															福祉保健局医療政策部 医療安全課
22	R5. 4. 13	R5. 4. 26	地域医療支援病院業務報告書（令和 3 年度実績）における登録医療機関の名簿	67	1															福祉保健局医療政策部 医療安全課
23	R5. 3. 23	R5. 4. 6	食品関係営業台帳（立川市、国立市、東大和市、武蔵村山市（多摩立川保健所）、府中市、調布市、狛江市（多摩府中保健所）、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市（多摩小平保健所））（令和 5 年 2 月23日から令和 5 年 3 月23日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
24	R5. 3. 23	R5. 4. 6	診療所台帳、歯科診療所台帳（府中市、調布市（多摩府中保健所）、小平市、東村山市（多摩小平保健所））（令和 5 年 2 月23日から令和 5 年 3 月23日までに新規に開設届を受理した施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
25	R5. 3. 23	R5. 4. 6	薬局台帳（立川市（多摩立川保健所）、調布市、狛江市（多摩府中保健所））（令和 5 年 2 月23日から令和 5 年 3 月23日までに新規に開設を許可した施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
26	R5. 3. 23	R5. 4. 6	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（東大和市（多摩立川保健所）、府中市、調布市（多摩府中保健所）、小平市、東村山市、東久留米市（多摩小平保健所））（令和 5 年 2 月23日から令和 5 年 3 月23日までに新規に開設を確認した施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
27	R5. 3. 23	R5. 4. 7	診療所及び歯科診療所休止届（多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 3 月27日までに休止届出書を受理した施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
28	R5. 3. 23	R5. 4. 7	診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 3 月27日までに、新規に開設の届出を受けた施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
29	R5. 3. 23	R5. 4. 7	薬局台帳、店舗販売業台帳及び医薬品卸売販売業台帳（南多摩保健所、多摩立川保健所及び多摩府中保健所）（令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 3 月27日までに、新規に開設を許可した施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
30	R5. 3. 31	R5. 4. 12	美容所台帳（東村山市、東久留米市及び西東京市において、令和 5 年 3 月10日から令和 5 年 3 月31日までに新規に営業を確認した施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者名、⑤確認年月日、⑥法人代表者名）	1	1															福祉保健局多摩小平保 健所企画調整課
31	R5. 3. 30	R5. 4. 12	歯科技工所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所）（令和 5 年 3 月30日現在、開設の届出を受けている施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
32	R5. 4. 3	R5. 4. 12	食品関係営業台帳（国分寺市（多摩立川保健所）、武蔵野市、三鷹市、小金井市（多摩府中保健所）、西東京市（多摩小平保健所））（令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 3 月31日までに新規に営業の許可を受けた施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
33	R5. 4. 3	R5. 4. 12	診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳（あはき・柔整）（武蔵野市、三鷹市（多摩府中保健所）、西東京市（多摩小平保健所））（令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 3 月31日までに新規に開設届を受理した施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
34	R5. 4. 3	R5. 4. 12	薬局台帳（武蔵野市、三鷹市（多摩府中保健所））（令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 3 月31日までに新規に開設の許可を受けた施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
35	R5. 4. 3	R5. 4. 12	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（国分寺市（多摩立川保健）、武蔵野市、三鷹市、小金井市（多摩府中保健所）、西東京市（多摩小平保健所）（令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 3 月31日までに新規に開設を確認した施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
36	R4. 4. 3	R5. 4. 12	南多摩保健所管内の診療所台帳及び歯科診療所台帳のうち、令和 5 年 4 月 3 日現在、開設の届出を受けている施設		1															福祉保健局南多摩保健 所企画調整課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
37	R4. 4. 3	R5. 4. 12	南多摩保健所管内の薬局台帳及び卸売販売業台帳のうち、令和 5 年 4 月 3 日現在、開設の許可を受けている施設		1															福祉保健局南多摩保健所企画調整課
38	R5. 4. 1	R5. 4. 14	診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳（あはき・柔整）（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和 5 年 3 月 1 日から同月31日までに、開設の届出を受けた施設		1															福祉保健局保健政策部保健政策課
39	R5. 4. 1	R5. 4. 14	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和 5 年 3 月 1 日から同月31日までに、新規に営業を確認した施設		1															福祉保健局保健政策部保健政策課
40	R5. 4. 3	R5. 4. 14	施術所台帳（あはき・柔整）（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 3 月31日までに新規に開設の届出を受けた施設		1															福祉保健局保健政策部保健政策課
41	R5. 4. 3	R5. 4. 14	理容所台帳及び美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）における令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 3 月31日までに新規に営業を確認した施設		1															福祉保健局保健政策部保健政策課
42	R5. 4. 1	R5. 4. 14	理容所、美容所及び旅館施設台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所）令和 5 年 3 月 1 日から同月31日までに、新規に営業を確認又は許可した施設	12	1															福祉保健局保健政策部保健政策課
43	R5. 4. 10	R5. 4. 17	美容所台帳（多摩府中保健所管内の武蔵野市において、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日までに新規の営業を確認した施設の①名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者氏名、⑤確認年月日。ただし廃業は除く。）		1															福祉保健局多摩府中保健所企画調整課
44	R5. 4. 4	R5. 4. 17	食品営業許可台帳（西多摩保健所、南多摩保健所及び多摩立川保健所における令和 5 年 1 月 7 日から令和 5 年 4 月 4 日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設		1															福祉保健局保健政策部保健政策課
45	R5. 4. 4	R5. 4. 17	診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳（あはき・柔整）（西多摩保健所、南多摩保健所及び多摩立川保健所における令和 5 年 1 月 7 日から令和 5 年 4 月 4 日までに新規に開設届を受理した施設		1															福祉保健局保健政策部保健政策課
46	R5. 4. 4	R5. 4. 17	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所及び多摩立川保健所における令和 5 年 1 月 7 日から令和 5 年 4 月 4 日までに新規に開設を確認した施設		1															福祉保健局保健政策部保健政策課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
47	R5. 4. 5	R5. 4. 19	診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所において令和 5 年 3 月 1 日から同月31日までに、新規に廃止又は休止の届出（開設者死亡届を含む。）を受けた施設 診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩府中保健所、多摩立川保健所及び多摩小平保健所において令和 5 年 3 月 1 日から同月31日までに、新規に開設又は再開の届出を受けた施設		1														福祉保健局保健政策部 保健政策課
48	R5. 4. 5	R5. 4. 19	薬局台帳及び医薬品卸売販売業台帳（多摩府中保健所、多摩立川保健所及び多摩小平保健所における令和 5 年 3 月 1 日から同月31日までに、新規に廃止又は休止の届出を受けた施設 薬局台帳及び医薬品卸売販売業台帳（南多摩保健所、多摩府中保健所及び多摩立川保健所における令和 5 年 3 月 1 日から同月31日までに、新規に許可又は再開をした施設		1														福祉保健局保健政策部 保健政策課
49	R5. 4. 6	R5. 4. 20	食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和 5 年 3 月 1 日から同月31日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設 食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和 5 年 3 月 1 日から同月31日までに廃止の届出を受けている施設		1														福祉保健局保健政策部 保健政策課
50	R5. 4. 6	R5. 4. 20	理容所台帳、美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和 5 年 3 月 1 日から同月31日までに開設を確認した施設 理容所台帳、美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和 5 年 3 月 1 日から同月31日までに廃止の届出を受けた施設		1														福祉保健局保健政策部 保健政策課
51	R5. 4. 14	R5. 4. 24	理容所台帳、美容所台帳（東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市において、令和 4 年 1 月 1 日から令和 5 年 4 月13日までに新規に営業を確認した施設に係る①施設名称、②施設所在地、③確認年月日、④施設電話番号、⑤営業者名）	3	1														福祉保健局多摩小平保 健所企画調整課
52	R5. 4. 17	R5. 4. 24	診療所台帳（多摩府中保健所管内において、令和 5 年 4 月17日現在までに届出がある施設（ただし、多摩地域検査センター及び廃業は除く。）に係る①施設名称（正式名称）、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者、⑤診療科目及び⑥開設年月日に限る。）		1														福祉保健局多摩府中保 健所企画調整課
53	R5. 4. 17	R5. 4. 24	卸売販売業台帳（多摩府中保健所管内の府中市において、令和 5 年 4 月17日現在までに営業の許可を受けた施設（ただし廃業は除く）に係る①施設名称（正式名称）、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者、⑤許可番号、⑥初回許可年月日、⑦許可年月日及び⑧許可満了日）		1														福祉保健局多摩府中保 健所企画調整課
54	R5. 4. 19	R5. 4. 24	食品営業許可台帳〔飲食店営業〕（多摩府中保健所管内小金井市における令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日現在、新規に許可をうけている営業施設（ただし、法改正に伴い改めて許可又は届出を受けた施設、自動車販売、臨時営業、移動販売、自動販売、露天、催事、及び廃業を除く）の①屋号、②営業所在地、③営業所電話番号、④申請者氏名、⑤業種（大・小）、⑥直近の許可年月日、⑦法人代表者名、⑧法人所在地、⑨法人電話番号に限る。）		1														福祉保健局多摩府中保 健所企画調整課
55	R5. 4. 14	R5. 4. 24	診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所において令和 5 年 4 月14日現在、開設の届出を受けている施設 診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所において令和 5 年 1 月13日から令和 5 年 4 月14日までに、新規に休止・廃止の届出を受けた施設		1														福祉保健局保健政策部 保健政策課
56	R5. 3. 20	R5. 4. 27	令和 3 年度「患者の声相談窓口」実績（医療機関に連絡した区内訳）	1	1														福祉保健局多摩立川保 健所企画調整課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
57	R5. 4. 17	R5. 4. 27	薬局台帳、店舗販売業台帳、医薬品卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳（多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年３月１日から同月31日までに、廃止届を受理している施設 薬局台帳、店舗販売業台帳、医薬品卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳（南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年３月１日から同月31日までに、新規に開設を許可している施設	4	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
58	R5. 4. 17	R5. 4. 27	一般診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年３月８日から令和５年４月15日までに、新規に開設の届出を受けた施設 一般診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年３月８日から令和５年４月15日までに、廃止の届出（開設者死亡届及び失効も含む。）を受けた施設	2	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
59	R5. 4. 26	R5. 4. 28	理容所台帳、美容所台帳（東久留米市及び西東京市において、令和５年４月１４日から令和５年４月26日までに新規に営業を確認した施設に係る ①施設名称、②施設所在地、③確認年月日、④施設電話番号、⑤営業者名）	2	1															福祉保健局多摩小平保 健所企画調整課
60	R5. 4. 17	R5. 4. 28	薬局台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳及び高度管理医療機器販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年３月８日から令和５年４月15日までに、新規に開設を許可した施設 薬局台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳及び高度管理医療機器販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年３月８日から令和５年４月15日までに、廃止の届出を受けた施設	4	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
61	R5. 4. 6	R5. 4. 12	東京おこめクーポン事業実施要綱	2	1															福祉保健局生活福祉部 計画課
62	R5. 2. 14	R5. 4. 12	令和３年度保護施設等の感染拡大防止対策等支援事業補助金の交付決定通知書（令和３年10月29日付３福保生保第781号）、令和３年度保護施設等の感染拡大防止対策等支援事業補助金の交付額の確定通知書（令和４年４月25日付４福保生保第90号）、令和４年度保護施設等の感染拡大防止対策等支援事業補助金交付要綱の制定について（令和４年７月４日付４福保生保第327号）、令和４年度保護施設等の感染拡大防止対策等支援事業補助金の交付決定通知書（令和４年８月18日付４福保生保第491号）	26	1															福祉保健局生活福祉部 保護課
63	R5. 2. 14	R5. 4. 12	令和３年度保護施設等の感染拡大防止対策等支援事業補助金の交付申請について（依頼）（令和３年８月25日付事務連絡）、令和３年度保護施設等の感染拡大防止対策等支援事業補助金の交付申請について、令和３年度保護施設等の感染拡大防止対策等支援事業補助金の請求書等の提出について（依頼）（令和３年11月１日付事務連絡）、請求書、令和３年度保護施設等の感染拡大防止対策等支援事業補助金の実績報告書の提出について（依頼）（令和４年３月22日付事務連絡）、令和３年度保護施設等の感染拡大防止対策等支援事業補助金の実績報告について、令和３年度保護施設等の感染拡大防止対策等支援事業補助金の精算書の提出について（依頼）（令和４年４月26日付事務連絡）、精算書、令和４年度保護施設等の感染拡大防止対策等支援事業補助金（仮称）の所要額見込調査について（依頼）（令和４年２月16日付事務連絡）、令和４年度保護施設等の感染拡大防止対策等支援事業 所要額調査①、令和４年度保護施設等の感染拡大防止対策等支援事業補助金の交付申請について（依頼）（令和４年７月６日付事務連絡）、令和４年度保護施設等の感染拡大防止対策等支援事業補助金交付申請書、令和４年度保護施設等の感染拡大防止対策等支援事業補助金の請求書等の提出について（依頼）（令和４年８月19日付事務連絡）、令和４年度保護施設等の感染拡大防止対策等支援事業に伴う補助金交付請求書	119		1					1	1	1		1				（７条２号） 特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため （７条３号） 公にすることで、法人又は事業を営む個人の競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため （７条４号） 公にすることで、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため （７条６号） 公にすることにより、業務目的以外のメールが送信されるなど、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉保健局生活福祉部 保護課
64	R5. 2. 2	R5. 4. 3	東京都主治医研修事業実施委託に係る委託契約原議及び委託契約書	40		1							1						公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉保健局高齢社会対 策部介護保険課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号			
65	R5. 2. 8	R5. 4. 7	若年被害女性等支援事業委託契約について ・平成30年から行われたモデル事業で4つの民間団体を採用した「企画提案方式」で用いられた文書一切 ・モデル事業を含む全ての年度で当該契約の予定価格が明記されている文書一切 ・東京都若年被害女性等支援事業受託事業者評価委員会において各団体の事業を評価する際に用いられた文書一切と的確と判断された根拠が分かる資料一切	1862	1															福祉保健局少子社会対策部育成支援課	
66	R5. 2. 8	R5. 4. 7	若年被害女性等支援事業委託契約について ・平成30年から行われたモデル事業で4つの民間団体を採用した「企画提案方式」で用いられた文書一切 ・モデル事業を含む全ての年度で当該契約の予定価格が明記されている文書一切 ・東京都若年被害女性等支援事業受託事業者評価委員会において各団体の事業を評価する際に用いられた文書一切と的確と判断された根拠が分かる資料一切			1						1	1	1		1				2号：公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 3号：公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると認められるため。 4号：公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部育成支援課
67	R5. 2. 15	R5. 4. 14	東京都若年被害女性等支援事業における、民間団体との間で締結された契約の検査について これまで検査を実施していない年度で地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定に基づき監督が行われた際、監督の実施に係る文書一切（電子媒体含む、全ての民間団体との契約に対する監督）						1											福祉保健局少子社会対策部育成支援課	
68	R5. 2. 14	R5. 4. 14	以下の団体が受領した、補助金および交付金等に関する全ての情報 各仕様書等も含む ・〇〇(〇〇)9社分	258	1															福祉保健局少子社会対策部女性相談センター	
69	R5. 2. 14	R5. 4. 14	以下の団体が受領した、補助金および交付金等に関する全ての情報 各仕様書等も含む（数字は、法人番号）9社分			1						1		1		1				2号：公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 4号：公にすることにより、印影の偽造等の犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部女性相談センター
70	R5. 3. 2	R5. 4. 17	2016年8月1日から、現在までに、知事部局が作成した補助金返還命令書のうち、現存するものすべて ※福祉保健局所管に限る。	1		1										1				6号：公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部育成支援課
71	R5. 2. 28	R5. 4. 27	R2年度～R4年度分 36協定の労働基準監督署提出に係る起案文書及び、過半数組合員決定に係る決定告示	248		1						1				1				2号：公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部計画課
72	R5. 2. 28	R5. 4. 28	東京都の児童相談所で被保護者の移動を目的として民間救急を活用した実績についての直近5年間の支出命令書、請求書又は領収書。（ただし、支出命令書と実際の支払額が異なる場合は調定額調書も交付すること）。 なお、コロナ関連での移送についての文書とそれ以外の文書を分けて交付すること。	255	1															福祉保健局少子社会対策部家庭支援課	

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
73	R5. 2. 28	R5. 4. 28	東京都の児童相談所で被保護者の移動を目的として民間救急を活用した実績についての直近5年間の支出命令書、請求書又は領収書。（ただし、支出命令書と実際の支払額が異なる場合は調定額調書も交付すること）。 なお、コロナ関連での移送についての文書とそれ以外の文書を分けて交付すること。			1					1		1		1				2号：公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 4号：公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部家庭支援課
74	R5. 2. 27	R5. 4. 28	東京都若年被害女性等支援事業（モデル事業も含む）評価委員会について ・委員名簿もしくは全ての評価委員の氏名が分かる資料 ・全ての評価委員会に置いて用いられた資料一切と議事録一切	315	1															福祉保健局少子社会対策部育成支援課
75	R5. 2. 27	R5. 4. 28	東京都若年被害女性等支援事業（モデル事業も含む）評価委員会について ・委員名簿もしくは全ての評価委員の氏名が分かる資料 ・全ての評価委員会に置いて用いられた資料一切と議事録一切			1					1	1	1		1				2号：公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 3号：公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると認められるため。 4号：公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部育成支援課
76	R5. 2. 27	R5. 4. 28	東京都若年被害女性等支援事業（モデル事業も含む）評価委員会について ・委員名簿もしくは全ての評価委員の氏名が分かる資料 ・全ての評価委員会に置いて用いられた資料一切と議事録一切					1												福祉保健局少子社会対策部育成支援課
77	R5. 3. 2	R5. 4. 11	2016年8月1日から、現在までに、知事部局が作成した補助金返還命令書のうち、現存するもの全て ※福祉保健局所管に限る。	1	1															福祉保健局障害者施策推進部計画課
78	R5. 3. 20	R5. 4. 19	令和4年度630調査 精神病床を有する医療機関用調査票 提出調査票1から49まで、外来・リエゾン調査票及び訪問看護調査票 全病院分 ただし、「入力ご担当者氏名」欄及び「所属部署」欄を除く。	4998	1															福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課
79	R5. 2. 28	R5. 4. 25	令和3年5月28日付け ○○病院の状況 令和3年5月31日付け ○○病院の状況 令和5年2月15日 ○○病院への臨時立入検査について 令和5年2月24日 医療法人社団○○病院 臨時立入検査記録	7		1					1	1	1	1	1				東京都情報公開条例第7条第2号に該当 東京都情報公開条例第7条第3号に該当 東京都情報公開条例第7条第4号に該当 東京都情報公開条例第7条第5号に該当 東京都情報公開条例第7条第6号に該当	福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課
80	R5. 2. 28	R5. 4. 25	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6及び医療法第25条第1項に基づく立入検査の実施について（通知）	1	1															福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課
81	R5. 2. 28	R5. 4. 25	令和5年2月15日 ○○病院への臨時立入検査について 令和5年2月24日 医療法人社団○○病院 臨時立入検査記録	3		1					1		1	1	1				東京都情報公開条例第7条第2号に該当 東京都情報公開条例第7条第4号に該当 東京都情報公開条例第7条第5号に該当 東京都情報公開条例第7条第6号に該当	福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
82	R5. 2. 28	R5. 4. 25	令和 5 年 2 月 15 日 ○○病院への臨時立入検査について 令和 5 年 2 月 24 日 医療法人社団○○病院 臨時立入検査記録	3		1					1		1	1	1				東京都情報公開条例第 7 条第 2 号に該当 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号に該当 東京都情報公開条例第 7 条第 5 号に該当 東京都情報公開条例第 7 条第 6 号に該当	福祉保健局障害者施策 推進部精神保健医療課
83	R5. 2. 28	R5. 4. 28	(1) 02 精福セ第 103 号「時間外・休日労働に関する協定の締結について」 (2) 03 精福セ第 115 号「時間外・休日労働に関する協定の締結について」 (3) 04 精福セ第 122 号「時間外・休日労働に関する協定の締結について」 (4) 令和 2 年 6 月 5 日付け過半数代表選出実施に係る告示 (5) 令和 2 年 6 月 16 日付け過半数代表者の決定に係る告示 (6) 令和 3 年 6 月 2 日付け過半数代表選出実施に係る告示 (7) 令和 3 年 6 月 11 日付け過半数代表者の決定に係る告示 (8) 令和 4 年 6 月 6 日付け過半数代表選出実施に係る告示 (9) 令和 4 年 6 月 10 日付け過半数代表者の決定に係る告示	63		1					1				1				(7 条 2 号) 過半数代表者氏名は職務の遂行に係る情報ではなく、且つ、公にすることを予定されていない個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため (7 条 6 号) 労働保険番号は、都の期間又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正に支障を及ぼすおそれがあるため (7 条 6 号) 選挙事務取扱者、氏名、職名及び所属情報は、都の期間又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉保健局障害者施策 推進部精神保健福祉セ ンター
84	R5. 2. 28	R5. 4. 28	(1) 02 多精事第 150 号「時間外労働及び休日労働に関する協定の締結及び提出について」 (2) 03 多精事第 159 号「時間外労働及び休日労働に関する協定の締結及び提出について」 (3) 04 多精事第 151 号「時間外労働及び休日労働に関する協定の締結及び提出について」 (4) 令和 2 年 6 月 17 日付け過半数代表者の決定に係る告示 (5) 令和 3 年 6 月 10 日付け過半数代表者の決定に係る告示 (6) 令和 4 年 5 月 30 日付け過半数代表者の決定に係る告示	30		1					1				1				< (1) ～ (3) > (7 条 2 号及び 6 号) 当該情報は職務の遂行に係る情報ではなく、且つ、公にすることが予定されていない個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。 都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 < (4) ～ (6) > (7 条 2 号) 当該情報は職務の遂行に係る情報ではなく、且つ、公にすることが予定されていない個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。	福祉保健局多摩総合精 神保健福祉センター事 務室
85	R5. 2. 28	R5. 4. 28	(1) 02 中精事第 660 号「時間外・休日労働に関する協定の締結等及び提出について」 (2) 03 中精事第 692 号「時間外・休日労働に関する協定 (36 協定) の締結等及び提出について」 (3) 04 中精事第 694 号「時間外・休日労働に関する協定 (36 協定) の締結等及び提出について」 (4) 令和 2 年 6 月 26 日付け時間外労働等に関する協定書 (5) 令和 3 年 6 月 28 日付け時間外労働等に関する協定書 (6) 令和 4 年 6 月 23 日付け時間外労働等に関する協定書 (7) 令和 2 年 6 月 24 日付け過半数代表者の決定に係る告示及び通知メール (8) 令和 2 年 6 月 17 日付け協定締結当事者の立候補に関する通知メール (9) 令和 2 年 6 月 17 日付け過半数代表者の選出に係る告示 (10) 令和 3 年 6 月 24 日付け過半数代表者の選出に係る告示 (11) 令和 4 年 6 月 23 日付け過半数代表者の決定に係る告示及び通知メール (12) 令和 4 年 6 月 20 日付け過半数代表者の選出に係る告示及び通知メール	73		1					1		1		1				条例第 7 条 2 号、4 号及び 6 号該当のため	福祉保健局中部総合精 神保健福祉センター事 務室

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
86	R5. 2. 28	R5. 4. 28	(1) 2020年度以降（令和 2 年度から令和 4 年度まで）に36協定を労基署に提出した際の決裁書類 (2) 36協定及び就労規則提出の際、同意または意見聴取した過半数組合もしくは労働者の過半数代表者であることを証する書面	141		1						1		1		1			(7 条第 2 項) 公にすることにより個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7 条第 4 号) 公にすることにより印影の偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (7 条第 6 号) 都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため	福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課
87	R5. 2. 28	R5. 4. 28	(1) 02心福調第304号「時間外労働等に関する協定の締結について」 (2) 03心福調第304号「時間外労働等に関する協定の締結について」 (3) 04心福調第295号「時間外労働等に関する協定の締結について」 (4) 令和 2 年 6 月 5 日付け過半数代表者の決定に係る告示 (5) 令和 2 年 6 月 5 日付け「時間外労働及び休日労働に関する協定締結に係る過半数代表者の選出について」 (6) 令和 3 年 6 月 3 日付け過半数代表者の決定に係る告示 (7) 令和 3 年 6 月 3 日付け「時間外労働及び休日労働に関する協定締結に係る過半数代表者の選出について」 (8) 令和 4 年 5 月 30 日付け過半数代表者の決定に係る告示 (9) 令和 4 年 5 月 30 日付け「時間外労働及び休日労働に関する協定締結に係る過半数代表者の選出について」	43		1						1				1			○過半数代表者の氏名 個人情報であり東京都情報公開条例第 7 条第 2 号に該当するため、非開示 ○ 労働保険番号 東京都情報公開条例第 7 条第 6 号に該当するため、非開示	福祉保健局心身障害者福祉センター調整課
88	R5. 2. 28	R5. 4. 28	(1) 02心福多第119号「時間外・休日労働に関する協定の締結等及び提出について」 (2) 03心福多第163号「時間外・休日労働に関する協定の締結等及び提出について」 (3) 04心福多第163号「時間外・休日労働に関する協定の締結等及び提出について」 (4) 令和 2 年 6 月 5 日付け過半数代表者の決定に係る告示 (5) 令和 2 年 6 月 5 日付け「時間外労働及び休日労働に関する協定締結に係る過半数代表者の選出について」 (6) 令和 3 年 6 月 3 日付け過半数代表者の決定に係る告示 (7) 令和 3 年 6 月 3 日付け「時間外労働及び休日労働に関する協定締結に係る過半数代表者の選出について」 (8) 令和 4 年 6 月 1 日付け過半数代表者の決定に係る告示 (9) 令和 4 年 5 月 30 日付け「時間外労働及び休日労働に関する協定締結に係る過半数代表者の選出について」	36		1						1				1			(条例第 7 条 2 号) 過半数代表者氏名及び職名は、職務の遂行に係る情報ではなく、且つ、公にすることが予定されていない個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため (条例第 7 条 6 号) 労働保険番号は、都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉保健局心身障害者福祉センター多摩支所
89	R5. 4. 10	R5. 4. 21	・ 令和 5 年 3 月 31 日現在、東京都内の医薬品製造業に係る許可（登録）台帳（許可（登録）番号、業態、氏名、住所（法人に限る。）、名称、所在地、許可年月日始期、許可年月日終期に限る。） ・ 令和 5 年 3 月 31 日現在、東京都において廃止届を受けている医薬品製造業に係る氏名、名称、所在地、許可番号、廃止届出年月日（ただし、保存年限を過ぎたものを除く。） ・ 令和 5 年 3 月 31 日現在、東京都内の医薬品卸売販売業に係る許可台帳（許可番号、業態、氏名、住所（法人に限る。）、名称、所在地、相談時及び緊急時の連絡先、許可年月日始期、許可年月日終期に限る。） ・ 令和 5 年 3 月 31 日現在、東京都において廃止届を受けている医薬品卸売販売業に係る氏名、名称、所在地、相談時及び緊急時の連絡先、許可番号、廃止届出年月日（ただし、保存年限を過ぎたものを除く。）	1															福祉保健局健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課	
90	R5. 4. 10	R5. 4. 21	・ 令和 5 年 3 月 31 日現在、東京都内の医療機器製造業に係る許可（登録）台帳（許可（登録）番号、業態、氏名、住所（法人に限る。）、名称、所在地、許可年月日始期、許可年月日終期に限る。） ・ 令和 5 年 3 月 31 日現在、東京都において廃止届を受けている医療機器製造業に係る氏名、名称、所在地、許可番号、廃止届出年月日（ただし、保存年限を過ぎたものを除く。）	2	1														福祉保健局健康安全研究センター広域監視部医療機器監視課	
91	R5. 2. 28	R5. 4. 25	〇〇病院 2021. 5. 28 〇〇保健所 東京都健康安全研究センター（実地疫学調査チーム）	13		1						1							(7 条 3 号) 病院が公開していない、入院患者の状況に関する情報であり、公にすることで事業運営上の地位を損ねるおそれが認められるため	福祉保健局健康安全研究センター企画調整部管理課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
92	R5. 2. 28	R5. 4. 28	(1) 02健研管第1963号「時間外労働等に関する協定の締結及び人事委員会・労働基準監督署への届け出について」 (2) 03健研管第1839号「時間外労働等に関する協定の締結及び人事委員会・労働基準監督署への届出について」 (3) 04健研管第1537号「時間外労働等に関する協定の締結及び人事委員会・労働基準監督署への届出について」 (4) 令和2年から令和4年までの過半数代表委員の決定告示	45		1					1								(7 条 2 号) 当該情報は職務の遂行に係る情報ではなく、且つ、公にすることが予定されていない個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため	福祉保健局健康安全研究センター企画調整部管理課
93	R5. 3. 27	R5. 4. 10	〇〇氏は、「PCR検査をウイルス感染の診断に使うな」と公言していますが、都発表の陽性者がコロナに感染していたというエビデンス					1											本件開示請求内容に係る公文書を作成及び取得しておらず、対象文書が存在しないため	福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課
94	R5. 2. 28	R5. 4. 25	東京都がこれまでに、医療法人〇〇が運営する〇〇病院(〇〇) に対して行った立ち入り、および聞き取り調査の年月日と調査内容、調査理由、調査結果についての記録一式	3		1					1	1			1				【1枚目】 3. 4. 6. 7行目 (7 条 2 号) 特定の個人を識別することができるため 【1枚目】 1. 9. 10行目 (7 条 3 号) 病院が公開していない情報で、開示することにより法人の社会的地位を損なう可能性が認められるため条例第 7 条第 3 号に該当する。 【1枚目】 1) 〇〇保健所からの状況の説明、 2) 病院から状況の説明、 【2枚目】 【3枚目】 その他、今後の予定 (7 条 6 号) 調査内容やそれに対する病院の対応が具体的にわかる情報であり、開示することにより、行政と調査者との信頼が損なわれ、調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	福祉保健局感染症対策部計画課
95	R5. 2. 28	R5. 4. 25	東京都がこれまでに、医療法人〇〇が運営する〇〇病院(〇〇) に対して行った立ち入り、および聞き取り調査の年月日と調査内容、調査理由、調査結果についての記録一式	4		1					1	1			1				第2号特定の個人を識別することができるため 第3号入院患者の状況に関する情報であり、公にすることで事業運営上の地位を損ねるおそれが認められるため 第6号都の立入調査、指導に関する情報であり、公にすることで当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れが認められるため	福祉保健局感染症対策部防疫情報管理課
96	R5. 3. 2	R5. 4. 28	令和 2 年度医療従事者特殊勤務手当支援事業に関する補助金の交付決定の一部取消及び返還請求通知	2		1						1			1				(7 条 3 号) 交付決定の一部取り消しのあった法人名を公開することにより社会的な地位が損なわれると認められる。また、医療人材の確保に支障を来すなど、事業運営上の地位が損なわれ、その結果新型コロナウイルス感染症患者対応が行えなくなる可能性があるため。 (7 条 6 号) 都の事務に関する情報であり、公にすることにより、当該職員に連絡が来てしまう等、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	福祉保健局感染症対策部事業推進課
97	R5. 3. 2	R5. 4. 28	「新型コロナウイルスワクチン職域接種促進支援事業における補助金返還について（9月12日付）」、「新型コロナウイルスワクチン職域接種促進支援事業における補助金返還について（9月2日付）」、「結核予防費都費補助金に係る交付額の再確定及び返還請求通知（9月29日付）」、「結核予防費都費補助金に係る交付額の再確定及び返還請求通知（10月6日付）」、「新型コロナウイルスワクチン職域接種促進支援事業実績報告の修正」、「新型コロナウイルスワクチン職域接種促進支援事業に係る地域貢献の認定の見込みについて（報告）」、「東京都PCR等検査無料化事業の補助金の返還について」	5	1															福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
98	R5. 3. 2	R5. 4. 28	「新型コロナウイルスワクチン職域接種促進支援事業における補助金返還について（9月12日付）」、「新型コロナウイルスワクチン職域接種促進支援事業における補助金返還について（9月2日付）」、「結核予防費都費補助金に係る交付額の再確定及び返還請求通知（9月29日付）」、「結核予防費都費補助金に係る交付額の再確定及び返還請求通知（10月6日付）」、「新型コロナウイルスワクチン職域接種促進支援事業実績報告の修正」、「新型コロナウイルスワクチン職域接種促進支援事業に係る地域貢献の認定の見込みについて（報告）」、「東京都PCR等検査無料化事業の補助金の返還について」	5		1						1	1						○（第7条第3号） 公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。 ○（第7条第4号） 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪に利用されるおそれがあるため。	福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課
99	R5. 4. 4	R5. 4. 21	荏原病院（4）熱源設備改修工事（契約番号：04-00070） 工事費内訳書	41	1															福祉保健局都立病院支援部法人調整課

※ 開示請求者の希望等により、上記に掲載していないものが 6 件あります。